

## 住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給  
 37,200円（単身世帯） 45,000円（2人世帯）  
 48,300円（3～5人世帯） 52,000円（6人世帯）  
 58,000円（7人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

**要確認**

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である。又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	7.8万円	+ 家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	11.52万円
2人	11.5万円		16.00万円
3人	14.0万円		18.83万円
4人	17.5万円		22.33万円
5人	20.9万円		25.73万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人以上	100万円

**要確認**

- ⑥ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。